男鹿市告示第55号

男鹿市地域敬老会助成金交付要綱の一部を改正する告示を次のとおり定める。

令和5年5月15日

男鹿市長 菅 原 広 二

男鹿市地域敬老会助成金交付要綱の一部を改正する告示 男鹿市地域敬老会助成金交付要綱(令和3年男鹿市告示第59号)の一部を次のように改正する。

改正後				建工品		
			改正前			
			別表 2 (第 4 条関係)			
助成金の額			助成金の額			
助成	対		助成対			
象事	業 助成金の額		象事業	助成金の額		
の区	分		の区分			
地域	数 次の区分ごとに算定される		地域敬	次の区分ごとに算定される		
老会	額の合計額を助成金の額とす		老会	額の合計額を助成金の額とす		
	る。ただし、助成対象経費の			る。ただし、助成対象経費の		
	総支出額から、助成対象経費			総支出額から、助成対象経費		
	への会費、その他団体からの			への会費、その他団体からの		
	助成金等を差し引いた額が算			助成金等を差し引いた額が算		
	定された助成金の額に満たな			定された助成金の額に満たな		
	い場合は、その額を助成金の			い場合は、その額を助成金の		
	額とする。			額とする。		
	(1) 参加者割(基本額)			(1) 参加者割(基本額)		
	対象者の参加者数に			対象者の参加者数に		
	<u>2,200円</u> を乗じて得た額			<u>2,000円</u> を乗じて得た額		
	② 規模割 (<u>人数加算額</u>)			(2) 規模割(<u>加算額</u>) 対		
	対象者の参加者数の区分			象者の参加者数の区分に		
	に応じた額			応じた額		
	10人未満 10,000円			10人未満 10,000円		
	10人以上20人未満			10人以上20人未満		
	20,000円			20,000円		

			 改正前		
	20人以上30人未満			20人以上30人未満	
	30,000円			30,000円	
	30人以上40人未満			30人以上40人未満	
	40,000円			40,000円	
	40人以上 50人未満			40人以上 50,000円	
	50,000円				
	50人以上60人未満				
	60, 000円				
	60人以上70人未満				
	70, 000円				
	70人以上80人未満				
	80,000円				
	80人以上 90,000円				
(3)	規模割(余興加算額)				
	余興を実施した場合、余				
	興に要した経費に対し				
<u> </u>	30,000円を上限に加算す				
	る。_				
(4)	欠席者敬老祝品配布割			(3) 欠席者敬老祝品配布割	
	対象者のうち、地域敬老会			対象者のうち、地域敬老会	
	の欠席者に敬老祝品を配布			の欠席者に敬老祝品を配布	
	する場合は、欠席者数に			する場合は、欠席者数に	
	1,000円を乗じて得た額と			1,000円を乗じて得た額と	
	する。ただし、敬老祝品の			する。ただし、敬老祝品の	
	購入費と配布等に係る経費			購入費と配布等に係る経費	
	の総支出額が算定された額			の総支出額が算定された額	
	に満たない場合は、その額			に満たない場合は、その額	
	を算定額とする。			を算定額とする。	
敬老祝 敬	老祝品を配布した対象者		敬老祝	敬老祝品を配布した対象者	
	1,000円を乗じて得た額		品配布	数に1,000円を乗じて得た額	
	る。ただし、敬老祝品の		事業	とする。ただし、敬老祝品の	
	費と配布等に係る経費の			購入費と配布等に係る経費の	
総支	出額が算定された助成金			総支出額が算定された助成金	

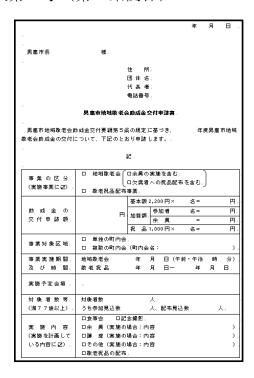
改正後

の額に満たない場合は、その 額を助成金の額とする。

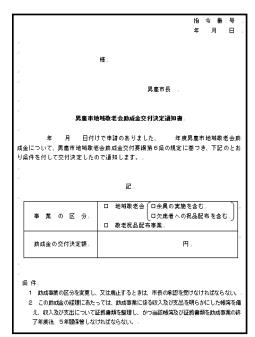
改正前

の額に満たない場合は、その 額を助成金の額とする。

様式第1号(第5条関係)

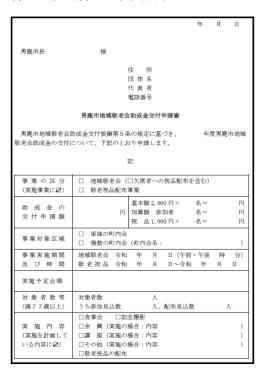


様式第2号(第6条関係)

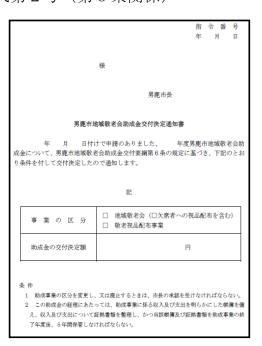


様式第3号(第7条関係)

様式第1号(第5条関係)



様式第2号(第6条関係)



様式第3号(第7条関係)

改正後 男雇市長 住 所。 団 体 名。 代 表 者。 電話番号 男鹿市地域敬老会助成金変更交付・廃止申諸書 年 月 日付け指令第 号で交付決定を受けた 年度男艦市 地域歌窓会助成金の助成対象事業について、下記のとおり変更・廃止したいの で、男艦市地域歌窓会助成金交付要綱第7条第1項の規定に基づき申請します。 □ 地域敬老会 (□余興の実施を含む。 □欠席者への祝品配布を含む。 事業の区分。 口 敬老祝品配布事業 助 成 金 の。 交付決定額。 基本額 2,200 円× 円 加算額 参加者 余 興 円. 助成金の変更・』 廃 止 申 請 額。 円。 祝 品 1,000 円× 円. 事業対象区域。 □ 単独の町内会。 □ 複数の町内会(町内会名:

 地域歌老会
 年 月 日(午前・午後 時歌 老祝品 年 月 日~ 年 月

人、配布見込数

分). 日。

様式第4号(第7条関係)

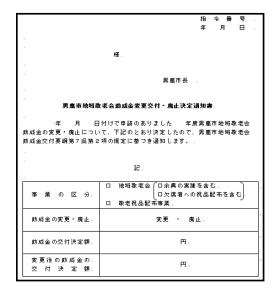
対象者数 うち参加見込数

○ 5 を加見込数 人 □ 食事会 □ 記念嫌影。 □ 余 興 (実施の場合:内容 □ 詳 座 (実施の場合:内容 □ その他 (実施の場合:内容 □ 取老祝品の配布。

事業実施期間。 及 び 時 間。

対象者数等。 (満77歳以上)。

実 施 内 容。 (実施を計画して いる内容に☑)。

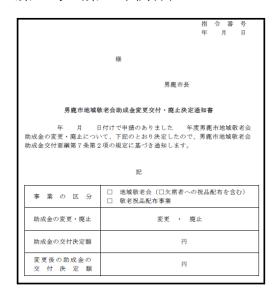


様式第5号(第9条関係)

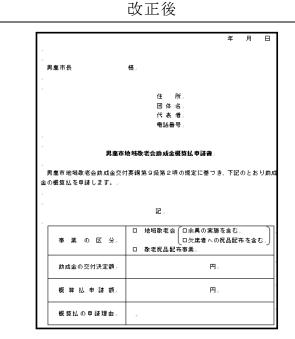
改正前

	年 月 日				
男鹿市長	様				
	住 所 団 体 名 代 表 者 電話番号				
男鹿	市地域敬老会助成金変更交付・廃止申請書				
年 月 日付け指令第 号で交付決定を受けた 年度男鹿市 地域敬老会助成金の助成対象事業について、下記のとおり変更・廃止したいの で、男鹿市地域敬老会助成金交付要綱第7条第1項の規定に基づき申請します。					
	記				
事業の区分 (変更・廃止事業に☑)	□ 地域敬老会(□欠席者への祝品配布を含む) □ 敬老祝品配布事業				
助 成 金 の 交付決定額	Н				
助成金の変更・ 廃 止 申 請 額	基本額 2,000 円× 名= 円 加算額 参加者 名= 円 祝 品 1,000 円× 名= 円				
事業対象区域	□ 単独の町内会 □ 複数の町内会(町内会名:)				
事業実施期間 及 び 時 間	地域敬老会 令和 年 月 日(午前・午後 時 分) 敬 老 祝 品 令和 年 月 日~令和 年 月 日				
実施予定会場					
対象者数等 (満77歳以上)	対象者数 人 うち参加見込数 人、配布見込数 人				
実 施 内 容 (実施を計画して いる内容に☑)	□食事会 □記念類形 □余 異 (実施の場合:内容) □講 座 (実施の場合:内容) □その他 (実施の場合:内容) □を犯品の配布)				

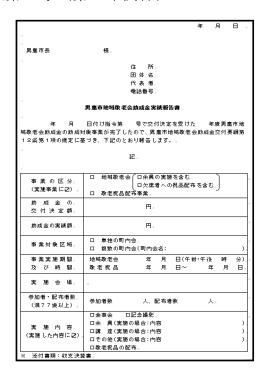
様式第4号(第7条関係)



様式第5号(第9条関係)

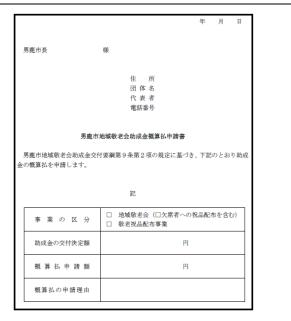


様式第6号(第12条関係)

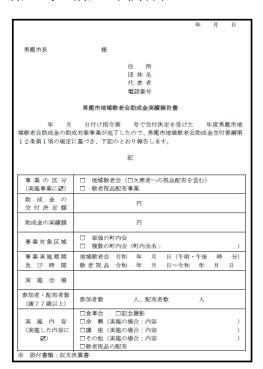


様式第7号(第12条関係)

改正前



様式第6号(第12条関係)



様式第7号(第12条関係)

改正後 改正前 記号番号年月日 様 男鹿市長 . 男鹿市長 男鹿市地域敬老会助成金交付確定通知書 男鹿市地域敬老会助成金交付確定通知書 年 月 日付けで実績報告のありました 年度男鹿市地域敬 日付けで実績報告のありました 年度男鹿市地域敬 老会助成金については、男鹿市地域敬老会助成金交付要綱第12系第2項の規 老会助成金については、男鹿市地域敬老会助成金交付要綱第12条第2項の規 定に基づき、下記のとおり助成金の額を確定したので通知します。 定に基づき、下記のとおり助成金の額を確定したので通知します。 記 □ 地域歇老会 「□余興の実施を含む。 □ 地域敬老会(□欠席者への祝品配布を含む) 口欠席者への祝品配布を含む 事業の区分 事業の区分 □ 敬老祝品配布事業 口 敬老祝品配布事業 助成金の交付決定額 助成金の交付決定額 円 助成金の交付確定額 円. 助成金の交付確定額 様式第8号(第14条関係) 様式第8号(第14条関係) 男鹿市長 男鹿市地域敬老会助威金返還通知書 男鹿市地域敬老会助成金返還通知書 男鹿市地域敬老会助成金交付要綱第14条の規定に基づき、下記のとおり助 男鹿市地域敬老会助成金交付要綱第14条の規定に基づき、下記のとおり助成金を返還するよう通知します。 成金を返還するよう通知します。 □ 地域歇老会 「□余興の実施を含む □ 地域敬老会(□欠席者への祝品配布を含む) □ 敬老祝品配布事業 事業の区分 [口欠席者への祝品配布を含む] 事業の区分 助成金の交付確定額 助成金の交付確定額 助咸金の既交付額 助成金の既交付額 щ 助成金の返還額 н. 助成金の返還額 助成金の返還期限 助成金の返還期限。 年 月 日。 助成金の返還先

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分及び太枠で示した部分である。

附則

この告示は、令和5年6月1日から施行する。